

# 除草及び雑木伐採等業務委託（修学院南代） 仕様書

京都市上下水道局水道部  
配水管理事務所（南部担当）

## 1 作業概要

本作業は、京都市上下水道局水道部配水管理事務所（南部担当）が管理する敷地の除草及び雑木の伐採等を行い良好な環境を保持するものである。

## 2 法令等の遵守

受注者は、本仕様書、京都市上下水道局契約規程、その他業務上関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 3 作業場所

京都市左京区修学院南代 地内 （位置図参照）

## 4 完成期限

令和8年 7月 31日までとする。

## 5 作業日時

作業日時は、京都市上下水道局の休日（土曜、日曜及び祝日）を除く日の午前9時30分から午後4時30分までの間（午後0時から午後1時までを除く。）とし、具体的な日程は、監督員と調整を行い決定するものとする。

なお、作業開始1週間前までには、作業内容等を監督員に連絡し確認を受けること。

## 6 作業内容

### (1) 除草及び雑木伐採

#### ア 区域及び面積等

対象となる区域及び面積等は、位置図による。ただし、区域の詳細については、契約決定後に監督員から説明を受けること。

#### イ 除草

- ・ 刈り残しのないよう行い、可能な限り草の下方、根元近くで刈り取ること。
- ・ フェンス及びその周囲の除草は、フェンスにからむ蔓及び草等を根元から取り除くこと。

## ウ 雑木の伐採

別添資料に記した作業区域内の雑木について、施設等を損傷しないように注意深く行い、原則として地際（地表面から5cm以内程度）で伐採すること。

なお、別添資料に記していない雑木についても、区域内のものはすべて同様に伐採を行うこと。

## エ 清掃等

作業終了後は、刈草、剪定枝葉、伐採材、枯草等の清掃等を行うとともに、凹凸のないようにならしておくこと。また、作業終了前に雨水排水側溝や雨水桝の確認を行い、刈草等が溜まっていた場合は除去作業を行うこと。

### (2) 刈草及び伐採材等処理

除草及び雑木伐採等に伴う刈草、剪定枝葉、伐採材、枯草等の処分（作業開始前から対象区域内にあるものも含む。）は、原則として堆肥化、チップ化等を行う再資源化施設へ搬出するものとし、やむを得ない場合に限り、焼却等の減容化施設へ搬出できるものとする。

なお、監督員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

## 7 提出書類

作業完了時には以下の書類を提出すること。

- (1) 完了届 1部
- (2) 作業記録写真 1部

※ 作業前、作業中、作業後等進行状況に応じて撮影した作業記録写真（カラー、デジタルカメラ可）に、作業日及び説明等を書き添えたもの

- (3) 刈草等の処分に係る領収書等（写し） 1部
- (4) 請求書（4号様式） 1部

## 8 検査

提出された書類の内容を確認し、検査の可否を行う。

なお、提出書類により業務完了が確認できない場合は、又は不備がある場合は、現地立会により検査を実施することがある。また、検査が不合格となった場合は、監督員の指示に従い手直し作業を行い、再検査を受けること。

## 9 その他

- (1) 作業場所によっては、警備会社による機械警備が施されているので警備の解除及び復帰は確実にすること。

- (2) 保護具（ヘルメット、マスク、保護メガネ等）を着用すること。また、一般通行人・関係者に危険が及ばないよう安全管理を行うこと。また、騒音、振動および悪臭等の公害防止の措置を講じること。
- (3) 当施設内で他工事により作業に支障が出る場合は、監督員及びその施工業者の責任者と協議を行うこと。
- (4) 樹木及び構造物周辺等での作業は、隣接する家屋、樹木や施設等に影響、損傷等を及ぼさないよう十分注意して作業を行うこと。  
なお、施設等に損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において補償すること。

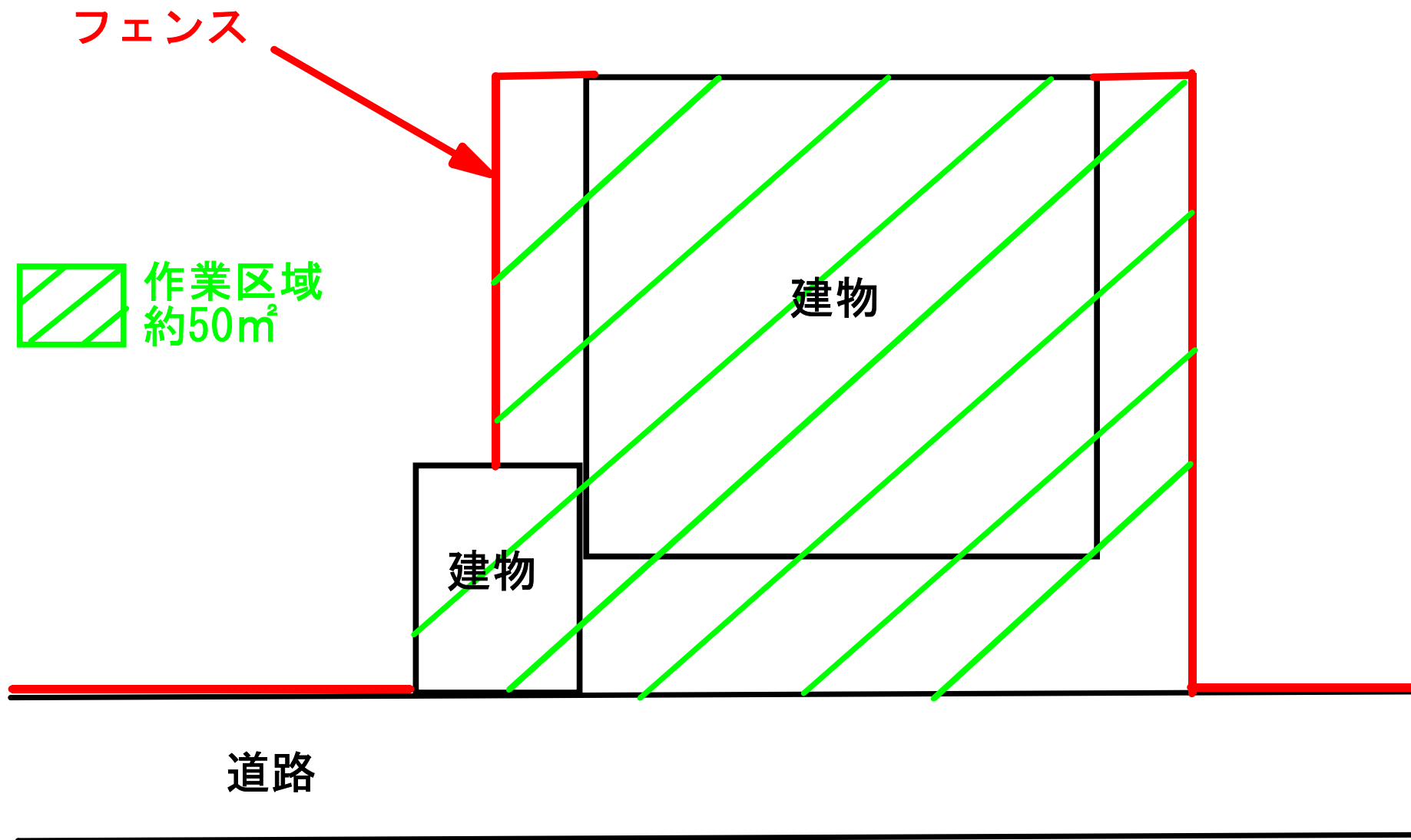
【位置図】

【参考】京都市左京区修学院南代町 地内



【作業区域図】

【参考】京都市左京区修学院南代町 地内









【参考】京都市左京区修学院南代町 地内



